

# 令和元年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部障害福祉課
評価対象期間	H31.4.1 ~ R2.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立ひまわりの丘
	所在地	関市桐ヶ丘3-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	H28.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、知的障害者に障害児入所支援及び施設入所支援等の障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H29	6,611
H30	6,192
R1	6,147

## 3 令和元年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	1,085,257
利用料金	969,916
指定管理料	110,584
そ の 他	4,757
支 出 計	1,000,149
人 件 費	781,873
施設管理費	70,082
そ の 他	148,194
差 引	85,108
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・自閉症・強度行動障がいのある岐阜県内における中核的な施設としての役割を果たすように、さらなる実践的な研究に取り組んでいただきたい。	・学識者や心理士等を交えてケースについて話し合い、専門的な支援につなげられるよう研修を行った。また、第三学園においては医師と学識者、のぞみの園等研修派遣より戻った職員等で強度行動障がい者対応チームをつくり、実践研究を行いより専門性の獲得を目指している。
・利用者にとって・施設の改修・新築は生活環境の変化でもあることから影響を受けやすい利用者の支援については、一人一人へのきめ細やかで、丁寧な対応が必要となります。支援内容の検討・研修を進めていただきたい。	・生活環境の変化による不安を最小限になるよう、個々の状況をしっかりアセスメントし、対応する。また、個別支援を充実し、安全安心な生活が提供できるように環境を整えた。困難事例については、ケース会議を開催し、意見交換をしながら支援の方向性を探ることとしている。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の職員が、利用者の安心・安全と質の高い生活を提供できるように努めている。</li> <li>施設の実態に合わせた研修が行われている。</li> <li>第三者評価を実施し評価結果をもとにサービスの向上改善に取り組んだ。</li> <li>ひまわりの丘再整備に伴う過渡的状況の中、施設の維持管理、運営の適正化に努めている。</li> <li>再整備は地域共生社会、地域生活拠点としての施設の在り様の視点も意識して、再整備を進めたい。</li> <li>自閉症・強度行動障がいのある岐阜県内における中核的な施設として、さらなる実践的な研究に取り組むことを期待している。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改修・新築が進められることで、施設面での生活の質が高められている。</li> <li>委員による「なんでも相談」を実施している。</li> <li>ひまわりの丘概要を作成し、来園者、関係機関に配付している。</li> <li>県下の知的障がい福祉サービスの拠点機能を備えたひまわりの丘として努力している。(短期、日中一時の増加)</li> <li>再整備目的を共有し、移行期不安を最小限におさめるよう努め、利用者及び関係者に周知するよう進められたい。</li> <li>利用者にとって・施設の改修・新築は生活環境の変化でもあることから、影響を受けやすい利用者の支援については、一人一人へのきめ細やかで、丁寧な対応が必要である。改修・新築の状況に応じた支援内容の検討を進めること。</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者一人一人の障がい特性に対応した支援計画の作成と実践に取り組まれていることは評価できる。</li> <li>事件・事故、ヒヤリハット等について、検証を進め、「次」の防止に努めている。</li> <li>避難訓練時に近隣に活動を報告している。福祉避難所として関市、美濃市と協定を結んでいる。</li> <li>再整備計画が進行する中で、各施設利用者の状況状態に応じた処遇体制、施設運営に取り組んでいる。</li> <li>個々の利用者にとどのような生活を保障していくのかという視点から、支援計画がなされなければならない。</li> <li>大規模施設(4施設)として、各施設内の情報共有はもちろんであるが、大規模災害などに備えて、施設間の情報共有についても、検討を進めること。</li> </ul>
経営状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業団全体またはグループでの共同購入に努めている。</li> <li>利用者の健康管理について、日常的な体調管理をさらに充実させることを期待する。</li> <li>過渡期ではあるが、収支の状況の判断は処遇の目的、利用者の生活の状況によって適切なかどうかを検討されなければならない。</li> </ul>
派生的効果	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉知ふれあい協議会とのコラボや地元自治体との連携を進めている。</li> <li>各行事にボランティアを積極的に受け入れた。</li> <li>地域交流、ボランティアの受け入れも設置以来の努力によって、良好な関係を作ってきている。</li> <li>地域社会(自治会・自治体)との連携がさらに進むことを期待する。</li> <li>時代の要請を入れた実行性のある取り組み実践がなされるよう期待する。</li> </ul>

### <評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>各施設の職員が、利用者の安心・安全と質の高い生活を提供できるように努めている。</li> <li>県下の知的障がい福祉サービスの拠点機能を備えた施設として運営できている。</li> <li>再整備計画が進行する中で、各施設利用者の状況状態に応じた処遇体制、施設運営に取り組んでいる。</li> <li>入所者それぞれのニーズに対応した適切な支援を行えるよう、引き続き検討を重ねていただきたい。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する